八街市選挙管理委員会告示第２９号

八街市長選挙及びこれと同時に行う八街市議会議員補欠選挙を行うべき事由が生じたことに伴い、公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９号）第１７条ただし書の規定により、本市の選挙人名簿の登録の移替えを次の期間延期する。

令和８年１０月２６日

八街市選挙管理委員会委員長　　篠塚　信幸

登録の移替えを延期する期間

令和８年１０月２７日から令和８年１１月２２日まで